

新潟家庭裁判所委員会(第22回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成26年7月3日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠委員

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 テーマ

子の監護，面会交流について

第3 議事

1 テーマの選択について

(委員長)

本日のテーマは「子の監護，面会交流について」であるが、「子の監護」の内容は様々であるため，面会交流に焦点を当て、「離れて暮らす親と子の面会交流事件」について特に取り上げることとする。

2 議事経過

- (1) 裁判所出席者から、「面会交流事件の特徴と新潟家裁における取組」について説明を行った。
- (2) 広報用DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならぬこと・面会交流編～子どものための面会交流に向けて」を視聴した。
- (3) 委員は，児童室を見学した。
- (4) 裁判所出席者から、「面会交流の取決めと履行確保の問題」について説明を行った。

3 意見交換

(委員長)

面会交流事件について，これまでの裁判所からの説明を踏まえ，御意見な

ど活発な議論をお願いしたい。

(法曹委員)

子どもの年齢や親の状況にもよると思うが、面会の頻度については、月に何回程度、1回に何時間程度が多いのか、また、子どもが複数いる場合はどのような取決めをしているのか、さらに、間接強制は1回につき、いくらからいの場合が多いのか、教えていただきたい。

(裁判所出席者)

頻度について、統計的な裏付けを取っているわけではないが、実感としては、月に1回程度ということで合意に達することが多いかと思う。1回の面会時間については、子どもの年齢にもよるが、子どもが学歴期以上にあるような場合は、半日や1日単位、子どもが幼稚園や保育園の場合は、一、二時間、あるいは半日といった取決めになることが多いかと思う。子どもが複数いる場合は、一人一人の子どもと別々に面会を定めるのは不自然であり、別居する親が子どもらと一緒に会うという条項を特別に定めるわけではないが、実際には別居する親が、面会交流を求める子どもらと一緒に面会をするような約束を取り決めることが多いかと思う。

(裁判所出席者)

間接強制の金額の取決めについては、事案によってまちまちであるが、最近行ったものでは、5万円という例があった。また、1回につき3万円ということもあるかと思うが、それが積み重なるとかなりの高額になる。面会交流の実現を間接的に図るために、実効性のある金額で取り決めるということになるかと思う。

(学識経験者委員)

面会交流というのは、子どものためということではあると思うが、両親によっては非常にストレスの多い、大変なことだろうと思う。履行した、履行しなかったというのも、大変な思いがあってそのような結果になっていると思うので、そういった相談について、どのような対応をされているのか伺いたい。また、面会交流は定期的に行うということになっているが、子どもの成長に伴って状況が変わり、変更が必要になった場合はどうするのか伺いたい。それから、先ほど児童室を見学させていただいたが、非常に狭かった

という印象を受けた。壁も真っ白で少しどうなのかなという感じがした。子どもと両親が心を開いて良い環境で会うことが大事だと思う。先日、柏崎にある独立行政法人国立病院機構新潟病院こどもとおとなのための医療センターの開棟式があり、そこに行ってきたが、壁や廊下に動物の絵があるなど、すごく子どもに対して配慮がされていると感じた。そういった配慮が児童室にももっとあってもいいのではないかと思う。

(裁判所出席者)

児童室の配慮の点については、現実的な制約もある中で精一杯の配慮をさせていただいているところである。子どもの成長に伴って状況が変わり、子どもにとって望ましい面会交流方法が変わってくるという点は、全くそのとおりである。面会交流も子どもの年齢、発達に伴ってよりベターな方法は変わっていくもので、子どもが小さいときに決めたものを必ずしも20歳になるまで続けなければならないということではない。面会交流の方法について、子どもの成長に合わせて当事者間で話し合いができればよいが、それが難しい又は合意に達しないのであれば、取り決めた条項の見直しを求める調停を申し立てていただいたりしている。最初の御質問については、裁判所は相談機関ではないため、どちらかの当事者に寄り添って助言をしたり、カウンセリングをしたりということにはできないが、調停の中でじっくり当事者の気持ちに耳を傾けて話を聞くように努めている。また、調停委員会の判断で、調停期日以外に調査官が個別に調査を行うことがあるが、その中で丁寧に当事者の話を聞いていくうちに、当事者自らが感情や考えを整理し、自己決断が促されるということも多いかと思う。さらに、ケースとしては多くはないが、子どもの養育について親が悩んでいる場合、調停と並行して、児童相談所に相談し、実際に児童相談所が対応しているケースもある。

(学識経験者委員)

率直な感想として、裁判所というのは杓子定規で融通が利かないというイメージだったが、子どもの幸せと子どもの立場に立ちきるという2点で、ここまできめの細かいものが用意されていると知って大変勉強になった。学校によっては全校生徒の3分の1が片親という学校も実際にあり、教育委員会として、家庭裁判所でこのようなすばらしい取組をしているという情報を、

もっと学校に流していきたいと感じた。また、学校の先生の間にも、こういった子どもの立場に立ちきった知識や技術といったものを浸透させていきたいと思う。行政機関などの公の機関では、すばらしいホームページやパンフレット、リーフレットが用意されているにも関わらず、現場でそれが浸透されていないといったケースが非常に多いが、本日お話を聞き、家庭裁判所ではそれらが非常によく活用されているということがわかった。

質問になるが、面会交流の際に子どもの意向を確認するために調査官が対応するということだが、子どもの意向をどの程度のパーセントで聞いているのか伺いたい。また、児童室で親子関係を観察することもあるということだが、その中で、これは不適切であると判断した場合はどうするのか、教えていただきたい。

(裁判所出席者)

子どもの意向把握は、非常に難しい問題である。年齢にもよるが、言語的、非言語的表現も含め、子どもの表現能力には限界があるので、調査官が把握できる意向についても、自ずと限界があると思う。先ほど説明させていただいた際は、意図的に「意向、心情」と並べて説明させていただいた。例えば、言語表現力の未熟な3歳の子の意向を正確に把握するという事は非常に難しいことであり、子どもの日常の生活ぶり、調査のときの様子、話してくれた内容など、子どもの非言語的表現も含めて、トータルに評価して子どもの意向、心情を把握するよう努めている。さらに、子どもの意向を、会いたいか会いたくないかといった限定されたものとして捉えるのではなく、子どもはどんな生活を望んでいるのか、お父さんとお母さんとの関係についてどう思っているのか、その子は学校で仲良くなった友達や先生との生活を続けていくことを大事に思っているのか、その先生や友達と別れてでも一方の親の側にいたいと考えているのか、あらゆる意味で総合的に子どもの心情をつかむように努めている。そして、把握した意向・心情を調停委員会に報告し、調停委員会において適切と思われる範囲で当事者にフィードバックし、当事者の自己決定を促したり、調停委員会において妥当な解決を考える材料にさせていただいている。

それから、親子関係について不適格と判断した場合について、確かに試行

的面会交流などの場で不適切な関わりをする親も中にはいるが、その場合は、調停委員会の判断にもよるが、多くの場合は、このようなことは子どもとの関係を続けていく上で、子どもにとってよくないと思うので改善してもらいたいと助言させていただいている。つまり、改善を促すことに利用させていただいており、試行的面会交流の場で不適切な言動があったことだけをもって会わせない、会う資格はないなどと判断するようなことはない。なお、面会場面で精神的又は身体的に子どもを虐待する危険が非常に高いような場合であれば、そもそも試行的面会交流は実施しないのではないかと思う。

(学識経験者委員)

先ほどの説明の際の資料を見ると、平成22年から平成23年にかけて新潟家裁管内の面会交流調停事件の新受件数が急激に増えているが、これについては、例えば広報体制が強化されたなどといった理由があるのか、伺いたい。

(裁判所出席者)

リーフレットなどはそれ以前からも家庭裁判所に備え置き、必要がある方には申立てを促したりはしていたが、申立てが急増した理由としては、やはり社会環境や経済状況等を反映した上で、複合的な理由によるとしか分析ができていない。全国的にはなだらかな上昇という形で年々増えているが、新潟の急増についての理由は、はっきりとはわからない。

(学識経験者委員)

先ほど試行的面会交流は1週間に数回程度とお聞きしたが、広報整備や広報体制が進んできて、人間的な対応は可能なのか教えていただきたい。

(裁判所出席者)

限られた人員で、できる限りのことをさせていただいている。

(学識経験者委員)

こういったことで悩んでいるといった潜在的なものは、まだまだあると見ているか。

(裁判所出席者)

それはまだまだあると思う。自分の離婚の問題でも裁判所を利用するのに

尻込みする、あるいは裁判所について敷居が高く感じている国民の方はまだまだいると考えている。そういった点もあり、裁判所においても広報関係に力を入れていかなければならないと思っている。

(学識経験者委員)

人間的な対応がまだまだ可能なのであれば、どんどんアピールしていけたらよいと考える。

(学識経験者委員)

離婚後や調停中に面会交流の条件が整ったが、その後に実際に会っているうちに、子どもが会いたがらなくなるとか、今度は会わせないということで、面会が中断してしまうとか、うまくいかなかった場合など、実際には表に出てこない場合もあるかと思うが、条項を取り決めたその後に、調査をするなどといった手続はあるのか伺いたい。

(裁判所出席者)

履行を確保するための制度として、裁判所の方から面会交流の実施を勧告する履行勧告の制度もある。また、調停後に時間が経過し、取り決めた内容が何らかの事情変更でふさわしくないものとなっている場合は、面会交流の条項の見直しを求める調停を勧める場合もある。

(学識経験者委員)

実際に子どもと話をし、子どもの気持ちを聞く中で、条件を変えていくようなやり方を進めていくことはあるのか。

(裁判所出席者)

面会交流の条件を定める際には、子どもの意向に十分配慮している。ケースによっては調査官が直接子どもに面接させていただくこともある。また、面会交流の履行勧告を行う場合にも、子どもがどういったことを考えているのか、常に配慮を怠らないようにしている。

(法曹委員)

家庭裁判所の調停において面会交流の条項が定められたにもかかわらず、履行されなくなる原因としては、子どもの成長によって状況が変更した場合、あるいは、どちらかが再婚するなどして父母や子の家庭環境が変わってしまった場合など、様々な原因が考えられる。何度も面会交流を繰り返し行い、

うまく実施されていれば、事情の変更があったときに当事者間で話し合い、面会交流の方法を変えて行くことができるのであり、それが理想である。しかし、当事者間で調整ができない場合は、家庭裁判所に面会交流の条項の変更を求めて再申立てをするということになる。

最初の質問で、面会交流の条項は例えばどういうものが多いのかという質問があった。1か月に1回程度といった頻度での面会交流が定められるのが最も多いという感触ではあるが、家庭裁判所で定められる条項には本当にいろいろなパターンがある。例えば別居している期間中や離婚で争っている期間における面会交流、離婚が決まり、生活が安定した際に決める面会交流など、定める時期によっても面会交流の条項も変わってくる。また、子どもが大きいのであれば、子どもが監護していない親に一人で会いに行く方法によることもできるし、メールで待ち合わせ場所や時間を決めて行うこともでき、そのような条項が定められる場合もある。しかし、子どもが小さいときには、父親と母親が直接、子の受渡しをしなければならないが、親が不和でお互いが信頼できなくなった上で離婚していると、母親と父親が直接会うのが無理だという状況があったりもする。子どもの状況に応じて、面会をさせる方法も、面会する場所も様々となる。時間も1時間であったり5分であったり、宿泊を伴うものであったりと様々であるし、頻度も様々である。父母と子の事情や状況をきめ細かく聞いて、全員に無理がなく、かつ子の福祉にかなうような形で解決できるように、調停委員会、調査官も含めて努力している。

(法曹委員)

調停中の案件で、私が父親の代理人をしており、母親が強固に会わせないため、未だに試行的面会もできていない状況の案件がある。子の福祉のためということは、もちろん向こうもこちらも思っているし、裁判官も調停委員も思っていると思うが、向こうの親にしてみれば、父親とは何年も会っておらず、自分が子どもを育てて子どもとの世界を作っていた中に、今更父親が入ってくること自体が子の福祉に反することが明白だというのが、向こうの理解である。子の福祉の概念が全く対立していて、非常に苦勞している事案であるが、そういった場合、相手をどのように説得するのかということが非常に難しいと考えている。例えば先ほど見せてもらったDVDは、面会交流

が決まった後のことだが、それ以前に、片方の親に合わせることが子どもにとってすごく良いことなんだということを、どういう風に理解してもらうのか、調査官はそういう場合にどのように説得するのか、どういったツールがあるのか、そのあたりのノウハウや御苦労があれば聞かせていただきたい。

(委員長)

調停委員として実際に面会交流事件を担当される中で、そういった御苦労をされた経験などがあればお話しいただきたい。

(学識経験者委員)

今のケースはとても難しいと思う。もう一方の親を排除するとか否定するということが、子どもにとってのダメージであると思うし、子どもの中には半分はその親の存在が潜在的にあるはずなので、そういう価値観自体がどうかと思う。調停委員からは御節介のようなことは言えないので、調査官に参与していただくことで解決の道を探るというのができることだと思う。

(裁判所出席者)

担当しているケースの中では、しばらく父親と会っていないために子どもに合わせることに消極的な思いを抱く母親が少なくないが、婚姻中にDV等を受けたということで、子どもを相手に合わせるかどうかよりも、自分が相手に会いたくないという気持ちがあり、それが子どもに伝わってしまい、子どもが会いたがらないという表現に代えて、なかなか子どもを会わせようとしないケースもある。そのようなケースでは、2回3回と面接を重ねながら、面会交流の意義について丁寧に説明して、ようやく調査の実施を了解してもらった事例がある。ところが自宅に子どもに会いに行った際に、子どもが、裁判所から来る人とは会いたくないとして、会うことを拒否されてしまうこともあった。子どもにとって、裁判所は母親の嫌がることをする敵のような存在として受け止められたり、事案によっては母親の代理人弁護士にも会ってくれないということも見られる。子どもの調査を実施することで、解決に向かってケースが動き出すことが少なくないが、子ども本人にアプローチするために、個別の特質を踏まえつつ、試行錯誤をしている状況でもあり、特定の方法等を見いだすには至っていない。

(学識経験者委員)

先ほど、児童相談所との関わりの中で、親の気持ちのフォローということで児童相談所の話が出てきたが、女性福祉相談所併設の福祉相談センターには、実際に電話相談などはたくさんある。直接面会交流の話もあるし、離婚についての話の中で、子どものことが出てくることもある。家庭裁判所の手続をしている方には、きっちりと調停でお話してくださいということをお願いしているし、その中で虐待という言葉や、またはそういった事実が出てくれば、管轄の児童相談所にすぐに連絡を取ったりしている。

感想として、虐待した親子の再統合の難しさをすごく感じている。例えば、先ほどのDVDを見て、良い例と悪い例では何が違うのかとか、良い例は何が良いのかということを理解できる親は、割に改善していくことができるのだと思うが、それがなかなかつかめない親というのも相談に来られる方の中には多く、裁判所も同じような苦勞をされているのではないかという印象を受けた。

(学識経験者委員)

先ほど見たDVDについてだが、あれだけ理解がある家庭だと別れた理由が分からないという点、それから、子ども目線なのか、親目線なのか、会いたい動機は、別れた父性ないしは離れている母性を満足させたいがために子どもに会いたいのか、それとも子どもが親を求めて会いたいのか分からないかった。それから、あのように合わせる段取りをしなければならない年齢層についてだが、子どもが20歳前後ならなにもそういったことは必要ないので、子どもの年齢がどのあたりであるのかということが分からなかった。この場で議論している話というのは、親の軽いエゴを含めてだが、親の行為の話なのかなと感じた。おそらく、子どもに会って子どもの満足する顔が見たいのであれば、DVDのように物を買ってあげればいだろうと思うだろうし、子どもは他人にはあのような甘え方はできないわけだから、血のつながった者同士であるからそれが許されるということと、第三者に対してはそんなことできないよということの判断もそこでさせるようにしなければいけないと思う。DVDは全般的に教育的な感じがした。親と子があって情の交流ををすると言うよりは、親と子があって、親がいかに子どもを教育していくかというところとちょっと狙い目が違うのかなと思う。もっとどろどろした感情のと

ころを、どうやって大人の判断で解決していくのか。あのDVDでは聖人ばかりなので、もう少し親のエゴといったところを消化しつつ、それも解決しながら子どもとどうやって向き合うのかというところに持って行くべきなのではないかと思う。DVD自体は非常によくできているが、客観過ぎて主観がどうも見えないというところがあった。親はなくても子が育つというが、親がないから子が育つ場合もあるはずなので、その親を子どもが求めているのか、必要とされない親が子どもを求めているのかというところを、ちゃんと見極めていかないと照合性を間違うのではないかなというところを少し感じた。答えは決してない話だと思うので、苦労と労力が非常にかかる話だと思うが、一つ一つ真摯に向き合うということしかないのではないかと感じた。

(委員長)

本日の御意見、議論の内容を家庭裁判所の今後の実務の運用などの参考として役立てていただけるよう、家庭裁判所委員会としては期待することとする。

4 次回の話題事項

(委員長)

今回は、「家庭裁判所における広報活動について」をテーマとして協議することに決定する。

第4 次回期日

平成27年1月29日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

新潟家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	橋 本 昌 純
学識経験者委員	上 田 容 子
同	遠 藤 紀 子
同	小 野 敏 則
同	吉 川 美 貴
同	佐 藤 彰
同	佐 藤 明
同	佐 藤 たづ子
法曹委員	田 口 紀 子
同	三 部 正 歳
同	横 田 正 久

(2) 欠席者

学識経験者委員	近 隆
同	高 橋 一 成
同	田 村 秀
同	堀 内 敬 子

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	飯 塚 素 直
首席家庭裁判所調査官	大 貫 充
首席書記官	工 藤 敏 之
次席家庭裁判所調査官	前 田 勉
次席書記官	福 本 修
事務局長	森 田 正 則
事務局次長	丸 山 和 子